

至誠館大学施設の部外者一時使用内規

(目的)

第1条 この内規は、学校法人菅原学園至誠館大学施設管理規程第10条に規定する外部の者の施設一時使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用を許可する施設)

第2条 一時使用を許可する施設は、次の各号に定める施設とする。

- (1) 教室（1号館、2号館及び3号館の各教室並びに同附属施設）
- (2) 体育館（アリーナ、柔道場、剣道場、トレーニング室、更衣室、シャワー室及び同附属施設）
- (3) 弓道場
- (4) グラウンド
- (5) テニスコート

(使用許可条件)

第3条 施設は、次の各号に該当するものに限り、一時使用を許可する。

- (1) 学術団体又は運動競技団体等が主催する集会・競技会等に使用する場合
- (2) 一般団体が主催する集会で、その内容が教育、学芸に関する活動又は運動競技等に使用する場合
- (3) 官公署又は民間事業所等が講習会、試験場等に使用する場合
- (4) 本学同窓会、後援会等本学関係団体が集会等に使用する場合
- (5) その他特に学長が認めた場合

(貸与の原則)

第4条 施設の貸与は原則として授業の休業日とする。ただし、授業及び学生の課外活動等に支障のない場合は平日においても貸与することがある。

2 施設の貸与時間は、原則として午前9時から午後8時までの間とする。

(使用申込)

第5条 施設の一時的使用をしようとする者は、使用の日から7日以前に所定の一時使用許可願を管財課に提出し、学長の許可を得なければならない。

(使用遵守)

第6条 施設の一時的使用を許可された者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用に当たっては、本学の指示に従い、火災防止及び使用施設の滅失毀損の防止並びに整理に留意すること。
- (2) 使用が終わったときは、整理、清掃の上、予め指示された施設管理者に届け出ること。

(使用料)

第7条 施設の使用料は、別に定める基準により徴収する。

2 施設一時使用に当たり、電気、水道、ガス等を使用した場合は、別に使用料金を徴収する。

(破損損失弁償)

第8条 施設の利用者は、故意又は過失により施設、設備又は器具等を滅失若しくは損傷したときは、その全部又は一部を現状に復し、若しくは損害相当の金額を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、施設の一時的使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成27年	4月	1日	(第3回改正)
	平成31年	4月	1日	(第4回改正)